

## 大石事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月 1日 ~ 平成33年12月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：平成32年 4月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

### <対策>

- 平成30年 11月～ 社員へのヒアリング調査、検討開始
- 平成32年度～ 情報の共有化の推進による短時間勤務が可能な業務分担や業務方法に改善する

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

### <対策>

- 平成31年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 4月～ 計画的な取得に向けて年間業務スケジュールに基づく有給休暇の取得スケジュールを策定する
- 平成32年 4月～ 前年実績に基づき問題点を検討し計画を改善実施する